

7 地域医療構想の推進体制等

(1) 推進体制

① 栃木県医療介護総合確保懇談会(仮称)

「栃木県医療・介護総合確保懇談会(仮称)」を設置し、医療・介護をはじめとする関係者間で「地域医療介護総合確保基金」の効果的な活用等についての意見や情報の交換を行うなどして構想の実現を目指します。

② 地域医療構想調整会議

区域ごとに「地域医療構想調整会議」を設置し、区域内の医療・介護をはじめとする関係者間で病床機能報告結果の情報共有や「地域医療介護総合確保基金」を活用した取組等の進捗状況の検証を行うなどして構想の実現を目指します。

③ 病院等情報交換会(仮称)

各区域内の病床機能を持つ医療機関等が集う情報交換会を定期的に行い、病床機能報告結果等の構想区域内の病床機能に関する情報を共有します。

(2) 各関係者等の役割

① 県

県全体の良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の構築を目指し、他の計画と調和・連携を図りながら、本地域医療構想に記載された取組を推進します。

② 県健康福祉センター(保健所)

地域医療構想調整会議等を運営し、「地域医療介護総合確保基金」を活用するなどして、地域内の医療機関等の医療機能分化・連携に係る自主的取組等を促進します。

③ 市町

地域医療構想調整会議等に参画し、医療機能分化・連携に向けた地域課題を共有するとともに、地域特性を活かした地域包括ケアシステムの構築を図ります。

④保険者

地域医療構想調整会議等に参画し、地域の医療機能の分化・連携に関する課題を共有し、加入者データの分析等から効果的な施策を提言するとともに、県保険者協議会における保険者間の連携はもとより、医師会や歯科医師会、薬剤師会、看護協会等の関係団体との連携も深めながら、加入者の健康づくりの啓発や適切な受療行動の促進に努めます。

⑤医療機関・医療関係者

地域の医療機能の分化・連携に関する課題を共有し、自ら機能・分化に取り組み、他の医療機関や介護施設等との連携を強化する等、将来の医療需要に対応したバランスのとれた医療提供体制の構築に協力します。

⑥介護事業者等

地域の医療機能の分化・連携に係る地域課題を共有し、医療機関等との連携強化による介護サービスの充実等を図るなど、地域包括ケアシステムの構築に協力します。

⑦県民

医療機関の役割等に関する理解を深め、適切な受療行動に努めるとともに、自らの人生の最終段階における医療のあり方について考えを深めます。

(3) 進行管理体制

「栃木県医療・介護総合確保懇談会(仮称)」及び「地域医療構想調整会議」等を活用しながら、目指すべき医療体制の実現に向けた施策の進捗状況について、「医療介護総合確保基金計画」の達成状況等により毎年確認します。

